

MaaS360 (SaaS)

ご利用条件 (以下、「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オファリング条件」 (以下、「SaaS 特定オファリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」 (以下、「一般条件」といいます。) という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

相違がある場合には、「SaaS 特定オファリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」 (以下、「本契約」といいます。) に追加されるものであり、「ToU」と併せて完全な合意として成立します。

第 1 章 – IBM 条件

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オファリングは、これらの「SaaS 特定オファリング条件」の対象です。

- IBM MaaS360 Mobile Device Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Device Management (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Application Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Application Management (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Application Security (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Application Security (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Apps (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Apps (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Content Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Content Management (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Document Sync (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Document Sync (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Editor (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Editor (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Documents (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Documents (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Email Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Email Management (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Browser (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Browser (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Secure Browser (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Secure Browser (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Enterprise Server Management for BlackBerry (SaaS)
- IBM MaaS360 Enterprise Server Management for BlackBerry (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Expense Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Expense Management (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers

- IBM MaaS360 Advanced Mobile Management Suite (SaaS)
- IBM MaaS360 Advanced Mobile Management Suite (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Productivity Suite (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Productivity Suite (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Mail (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Mail (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway Suite (SaaS)
- IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway Suite (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Secure Document Sharing Suite (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Document Sharing Suite (SaaS) Step up for existing IBM MaaS360 customers
- IBM MaaS360 Mobile Threat Management (SaaS)
- IBM MaaS360 Content Service (SaaS)
- IBM MaaS360 Content Service Storage (SaaS)
- IBM MaaS360 Content Service Bandwidth (SaaS)

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- 「許可ユーザー」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。お客様は、何らかの手段により直接的または間接的に（例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを介して）「IBM SaaS」にアクセスする「許可ユーザー」ごとに、個別に専用の使用許諾を取得する必要があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」へのアクセス権限が付与される「許可ユーザー」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- 「ギガバイト」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2の30乗バイトのデータとして定義されます(1,073,741,824 バイト)。お客様は、「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が処理する「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得するものとします。
- 「マネージド・クライアント・デバイス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「クライアント・デバイス」とは、単一ユーザーのコンピューティング・デバイス、または特定用途のセンサー・デバイスもしくは遠隔測定デバイスのうち、一般にサーバーと呼ばれる（あるいはサーバーで管理される）別のコンピューター・システムから、一連のコマンド、プロシージャー、もしくはアプリケーションを実行することを要求、それらを実行するために受領、またはかかるコンピューター・システムにデータを提供するものをいいます。複数の「クライアント・デバイス」で1つの共通サーバーへのアクセスを共用することができます。「クライアント・デバイス」は、ユーザーが作業を実施できるように、何らかの処理機能を有するか、プログラムで制御可能な場合があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が管理するあらゆる「クライアント・デバイス」につき「マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を取得する必要があります。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1か月に満たない期間の料金

1か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1か月に満たない期間の料金は、IBMがお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

3.2 超過料金

課金期間中のお客様の「IBM SaaS」の実際の利用が、「PoE」に記載される使用許諾の範囲を超える場合には、お客様は、「取引文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

4. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

4.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも90日前までに、お客様のIBM営業担当員またはIBMビジネス・パートナーへの書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBMまたは「IBMビジネス・パートナー」が、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は1年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかで自動的に更新されます。

更新される使用許諾の量は、当初の注文量または更新請求が行われる前月の月次報告利用量のうちいずれが多いほうと同じです。ただし、IBMが異なる使用許諾の量を指定する通知書を受領した場合はこの限りではありません。

「Step up」オフリングのため更新される使用許諾の量は、当初注文した量と同じとします。

4.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続すると記載されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は90日前までに、IBMまたは「IBMビジネス・パートナー」にお客様の「IBM SaaS」の解約を要求する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

4.3 更新が必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」と記載されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様のIBM営業担当員または「IBMビジネス・パートナー」に対して新規の「サブスクリプション期間」を発注し、購入する必要があります。

5. テクニカル・サポート

「IBM SaaS」に関するテクニカル・サポートは「エンド・ユーザー」サポートではなく、お客様の「運用」チームに対する第2レベル・サポートで構成され、サブスクリプション期間中利用することが可能です。

サポートは複数のチャンネルを通じて1日24時間週7日で提供されます。「IBM SaaS」ソリューションのサポートに関する情報は、製品ポータルで閲覧可能です。

「予測応答性」は、以下を目標とします。

重要度	重要度の定義	当初目標応答時間	対象応答時間
1	重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重大な機能を実行できない、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務上重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。	30分以内	1日24時間週7日
2	著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しい使用制限を受けているか、または、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。	1営業時間以内	1日24時間週7日
3	中程度の事業影響 サービスまたは機能を使用でき、業務上、重大な影響がないことを示す。	2営業時間以内	1日24時間週7日
4	軽微な事業影響 問い合わせまたは非技術的な要求。	3営業時間以内	1日24時間週7日

6. 「IBM SaaS」 オファリングの追加条件

6.1 Step up 制限

「Step up for existing Customers」として指定される「IBM SaaS」オファリング(以下、「Step up SaaS」といいます。)の場合、お客様は「Step up SaaS」オファリングの名前で特定される関連 IBM プログラムの適切なライセンス資格を予め取得している必要があります。例えば、「IBM MaaS360 Mobile Device Management (SaaS) - Step up for existing Customers」を購入するお客様は、IBM MaaS360 の関連 IBM プログラムのライセンス資格を取得している必要があります。「Step up SaaS」に対するお客様の使用許諾は、関連 IBM プログラムに対するお客様の使用許諾の範囲を超えることはできません。

「Step up SaaS」を取得する際、お客様は「Step up SaaS」の使用許諾による場合と同様に、上記の関連 IBM プログラムのライセンス資格をお客様のオンプレミスの導入済み環境内で使用することはできません。例えば、お客様が関連 IBM プログラムに対し 250 の「マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を取得しており、100 の「Step up SaaS」の「マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を購入することを選択する場合、お客様は「IBM SaaS」環境で 100 の「Step up SaaS」の「マネージド・クライアント・デバイス」を管理し、オンプレミスの導入済みソフトウェアで 150 の「マネージド・クライアント・デバイス」を管理することができます。

お客様は、関連 IBM プログラムについて適用可能な (1) ライセンス資格および (2) サブスクリプション & サポートを予め取得していることを表明するものとします。「Step up SaaS」のサブスクリプション期間中、お客様は「Step up SaaS」の使用許諾と併せて使用する IBM プログラム使用許諾の最新のサブスクリプション & サポートを維持する必要があります。関連 IBM プログラムを使用するためのお客様のライセンス、または関連 IBM プログラムのお客様のサブスクリプション & サポートのいずれかが終了した場合、お客様の「Step up SaaS」を使用する権利は終了します。

6.2 Cookie

お客様は、IBM が、利用統計データと情報(ユーザー・エクスペリエンスの改良に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすること、またはそのいずれかを目的とした)を収集する際に、<http://www-01.ibm.com/software/info/product-privacy/index.html> に従って、個人を特定できる情報を収集するために、Cookie および追跡技術を使用できることに同意するものとします。

6.3 海外への移転

お客様は、欧州経済地域外の国および欧州委員会により十分なレベルのセキュリティーを実現しているとみなされる国、すなわち、米国およびその他の国(インド、シンガポール、香港(中国))に所在するプロセッサおよびサブプロセッサに対し、IBM が関連法規および要件に基づいて「個人データ」を含む「コンテンツ」を海外で処理できることに同意するものとします。

6.4 EU のデータ・プライバシー

お客様が EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーもしくはスイスにおいて「IBM SaaS」オファリングに個人データを提供する場合、またはお客様がそれらの国に所在する許可ユーザーもしくはデバイスを取得している場合には、お客様は、唯一のコントローラーとして、「個人情報」を処理するプロセッサ(かかる用語は、EU 指令 95/46/EC で定義されています。)に IBM を指名するものとします。IBM は、IBM が公表している「IBM SaaS」の説明書に従って「IBM SaaS」オファリングを提供するために必要な範囲に限り、かかる個人データを処理するものとし、お客様は、かかる処理がすべてお客様の指示によるものであることに同意するものとします。

お客様は、IBM が以下のプロセッサおよびサブプロセッサに対し、個人データを含むコンテンツを海外で処理できることに同意するものとします。

プロセッサまたはサブプロセッサの名称	ロール(データ・プロセッサまたはサブプロセッサ)	所在地
IBM 契約事業体	プロセッサ	「注文関連文書」に記載
Amazon Web Services, LLC	サブプロセッサ	410 Terry Ave.N Seattle, WA 98109, USA
IBM Corporation	サブプロセッサ	1 New Orchard Rd. Armonk, NY 10504, USA I

プロセッサまたはサブプロセッサの名称	ロール (データ・プロセッサまたはサブプロセッサ)	所在地
Fiberlink Communications Corporation、IBM 法人	サブプロセッサ	1787 Sentry Pkwy West, Bldg 18, Ste 200 Blue Bell, PA 19422, USA
Fiberlink Software Private Limited、IBM 法人	サブプロセッサ	#99/100 Prestige Towers Residency Road Bangalore 560 025 India
IBM India Private Limited	サブプロセッサ	No. 12, Subramanya Arcade Bannerghatta Road, Bangalore 560029 India
Equinix LLC	サブプロセッサ	1950 Stemmons Freeway Suite 1039A Dallas, TX 75207, USA
Softlayer Technologies, Inc.、IBM 法人	サブプロセッサ	29A International Business Park East Jurong, 139964 シンガポール
Softlayer Technologies, Inc.、IBM 法人	サブプロセッサ	Tseung Kwan O Industrial Estate 香港

お客様は、IBM が、「IBM SaaS」の提供のために必要であると合理的に判断した場合には、通知をもって、この国一覧を変更できることに同意するものとします。

6.5 セーフ・ハーバー原則の遵守

「IBM SaaS」オファリングは、Fiberlink Communications Corporation (IBM 子会社) の「US-EU 間セーフ・ハーバー証明」に含まれます。IBM および Fiberlink の両者は、EU (欧州連合) からの情報の収集、使用および保管に関して、米国商務省が規定する「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」に従うものとします。「セーフ・ハーバー」の詳細および Fiberlink の認証宣言は、<http://www.export.gov/safeharbor/> でご覧いただけます。

IBM の「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」が EEA の「個人データ」の転送に適用されない場合、当事者またはその関連会社は、選択条項を除く EC Decision 2010/87/EU に従って、該当するそれぞれの役割において、修正が加えられていない EU 標準契約条項契約を個別に締結することができます。関連会社が締結した場合であっても、かかる契約に起因するすべての紛争または責任については、両当事者は、本契約の条件に基づいて、紛争または責任が両当事者間で生じた場合と同様に取り扱うものとします。

6.6 Derived Benefit Locations

該当する場合、税金は、「IBM SaaS」の恩恵を受けているとお客様が認識する場所に基づきます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

6.7 基準データ

別段の定めがある場合でも、規範的な調査、分析、デモンストレーションおよびレポート作成の目的に限り、IBM は、集約された匿名形式 (すなわち、お客様またはお客様の許可ユーザーをデータの供給源として特定できない形式、およびお客様またはお客様の許可ユーザーを特定することができる個人識別情報が削除される形式) で、「IBM SaaS」に関するお客様の許可ユーザーの個々のエクスペリエンスを反映したデータを保持および使用することができます。

6.8 合法的使用および同意

6.8.1 データの収集および処理の承認

「IBM SaaS」は、モバイル・デバイスのプロビジョニング、管理、保護、モニタリング、制御を行うように設計されています。「IBM SaaS」は、お客様がサブスクライブした「IBM SaaS」と相互に作用することをお客様が許可したユーザーおよびデバイスから情報を収集します。「IBM SaaS」は、一部の国または地域において、単独で、または組み合わせにより、「個人情報」と見なされる可能性がある情報を

収集します。収集するデータには、許可ユーザーの氏名、電話番号、登録電子メール・アドレスおよびデバイスの所在地、ユーザー ID および安全なブラウジング履歴、エンド・ユーザー・デバイス・ハードウェアに関する情報、ソフトウェアおよび設定、ならびにデバイスによって生成される情報が含まれる場合があります。お客様は、本「ご利用条件」の規定に従って IBM がかかる情報を収集、処理、使用することを許可するものとします。

6.8.2 データ主体のインフォームド・コンセント

「IBM SaaS」の利用は、さまざまな法規に関係する場合があります。「IBM SaaS」は、合法的目的かつ合法的方法による場合にのみ利用可能です。お客様は、適用される法規および方針に従って「IBM SaaS」を利用し、それらを遵守することについて一切の責任を負うことに同意するものとします。

お客様は、「IBM SaaS」の合法的利用、およびお客様のデータ処理担当者である IBM による「IBM SaaS」を介した情報の収集と処理を可能にするために必要とされる十分なインフォームド・コンセント、許可もしくはライセンスをすでに取得しているか、または取得することに同意するものとします。お客様は、「IBM SaaS」の合法的利用、および「ソフトウェア使用許諾契約」

(<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf> で入手可能) に記載された情報の収集と処理を可能にするために必要とされる十分なインフォームド・コンセントを取得する権限を IBM に付与するものとします。

6.9 データの保存

IBM は、収集した情報（「個人情報」を含む可能性のあるもの）を本「ご利用条件」の満了または終了から 6 カ月以内に削除します。ただし、適用される法規または規制に従って保持する必要がある情報を除きます。この場合、IBM は、適用されるかかる法規または規制によって義務付けられる期間に、収集した情報を保持します。

別紙 A

MaaS360 は、現存するモバイル・デバイス (iPhone、iPad、Android、Kindle Fire デバイス、Windows Phone および BlackBerry スマートフォンを含みます。) のエンドツーエンド管理のための必須機能をすべて備える使い勝手のよいクラウド・プラットフォームです。以下は「IBM SaaS」オファリングについての簡単な説明です。

a. IBM MaaS360 Mobile Device Management (SaaS)

コアとなるモビリティ・デバイス管理 (MDM) 機能には、デバイス登録、構成、セキュリティ・ポリシー管理およびデバイス・アクション (メッセージ送信、位置指定、ロック、ワイプなど) が含まれます。「拡張 MDM」機能には、自動遵守規則、個人所有持込み機器 (BYOD) プライバシー設定、「モビリティ・インテリジェンス」ダッシュボードおよびレポート機能が含まれます。

b. IBM MaaS360 Mobile Application Management (SaaS)

MaaS360 Mobile Application Management は、アプリケーションを追加し、MaaS360 によって管理されるサポート・デバイスにそれらを配布する機能を提供します。これには MaaS360 App Catalog (ユーザーがアプリケーションを表示、インストール、更新・管理時のアラートを受けられるオンデバイス・アプリケーション) が含まれます。

c. IBM MaaS360 Mobile Application Security (SaaS)

MaaS360 Mobile Application Security は、開発中に WorkPlace SDK を使用するエンタープライズ・アプリケーションに対し追加のデータ保護を提供し、iOS アプリケーションに対しては、アプリケーションのアップロード (.ipa)、プロファイルのプロビジョニングおよび自動的に統合するための認証署名を行います。Mobile Application Security は、アプリケーションを Secure Productivity Suite と統合します。これにより、シングル・サインオン、Mobile Enterprise Gateway を通じたイントラネット・アクセスおよびデータ・セキュリティ設定の実施が可能になります。

d. IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Apps (SaaS)

MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Apps は、フルデバイス VPN 接続を必要とすることなく、エンタープライズ・ネットワーク外部のユーザーに内部アプリケーション・リソースに対する安全でシームレスなアクセスを提供します。

e. IBM MaaS360 Mobile Content Management (SaaS)

MaaS360 Mobile Content Management により、管理者が MaaS360 MDM によって管理されるサポート・デバイスに文書を追加、配布することができます。MaaS360 Doc Catalogue (ユーザーが文書にアクセスし、これを表示および共有するための安全かつ簡単な方法を提供する、パスワード保護されたオンデバイス・コンテナ) が含まれます。これには、SharePoint、Box および Google ドライブなどの分散型コンテンツおよびリポジトリに対するシームレスなアクセスを含みます。

MaaS360 Mobile Enterprise Gateway により、プライベート SharePoint および Windows ファイル共有へのアクセスが可能になります。MaaS360 によって管理される文書について、バージョン管理、監査、ならびにデータ・ロス防止 (DLP) ポリシー・オプションによる保護 (認証要求、コピー/貼り付け機能の制限、および他のアプリケーションでのオープンまたは共有に対するブロックなど) を行うことができます。

f. IBM MaaS360 Secure Document Sync (SaaS)

MaaS360 Secure Document Sync は、管理されたモバイル・デバイス全体でユーザー・コンテンツを容易かつ安全に同期させる機能をユーザーに提供します。管理者は、デバイス全体のユーザー・コンテンツについて、ポリシー (コピー/貼り付け機能の制限、および他のアプリケーションでのコンテンツのオープンまたは共有に対するブロックなど) を設定するよう確認することができます。コンテンツはクラウドおよびデバイスの両方で安全に保管され、MaaS360 Doc Catalogue によるのみアクセスすることができます。

g. **IBM MaaS360 Secure Editor (SaaS)**

MaaS360 Secure Editor は、ユーザーが外出先でビジネス文書を扱うことができる強力なオフィス・セットです。MaaS360 Secure Editor は、次の機能を提供します。

- DOC、PPT および XLS ファイルの作成機能および編集機能
- スライドのプレゼンテーション・モード機能
- MaaS360 for iOS からの電子メール添付ファイルおよびその他のファイルの作業の円滑化を図る機能

h. **IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Documents (SaaS)**

MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Documents を用いて、組織は、フルデバイス VPN 接続を必要とすることなく、エンタープライズ・ネットワーク外のデバイスに、内部「接続」サイト、SharePoint サイト、Windows ファイル共有およびその他のファイル・ストアに対する安全でシームレスなアクセスを追加提供することができます。MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Documents を利用するには、MaaS360 Mobile Content Management を購入する必要があります。iOS 5.0 および Android 4.0 以上をサポートしています。

i. **IBM MaaS360 Mobile Email Management (SaaS)**

MaaS360 Mobile Email Management には、Microsoft Exchange ActiveSync および Lotus Traveler をサポートする主要な機能が含まれます。

- Exchange ActiveSync: ActiveSync プロトコルにより Microsoft Exchange に接続するモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、デバイスの構成、ActiveSync ポリシー (パスコード、ブロックまたは電子メールへのアクセス許可) の作成/実施、デバイス・アクション (ロック、ワイプおよびデバイス属性に関する詳細レポートなど) の設定など、コアとなるモバイル・デバイス管理機能が含まれます。
- Lotus Traveler: Lotus Traveler プロトコルにより IBM Lotus Notes® に接続するモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、デバイスの構成、デバイスのブロックまたは許可、パスコード・ポリシーの実施、デバイスのワイプ、およびデバイス属性に関する詳細レポートの作成を行う機能が含まれます。

j. **IBM MaaS360 Secure Browser (SaaS)**

MaaS360 Secure Browser は、ユーザーが多くのコンテンツ・カテゴリ(ソーシャル・ネットワーキング、アダルト・サイトまたはマルウェア・サイトなど)に基づいて承認された Web コンテンツにのみアクセスすることを確認するために、Web サイト・フィルタリングおよびセキュリティー・ポリシーを定義することによって、企業内イントラネット・サイトへの安全なアクセスおよびコンテンツ・ポリシー遵守の実施を可能にするフル機能の Web ブラウザーです。MaaS360 MDM と組み合わせることで、アプリケーション・ポリシーまたはブラックリストのいずれかによりネイティブおよび第三者の Web ブラウザーを無効にする機能があります。Web サイトのホワイトリストからの除外、クッキーの制限、コピー/貼り付けおよび印刷機能、ならびにキオスク・モードの有効化が可能です。

k. **IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Secure Browser (SaaS)**

MaaS360 Mobile Enterprise Gateway for Secure Browser によって、サポート・デバイスは、フルデバイス・レベルの VPN 接続を必要とすることなく、承認済みの内部 Web サイトにアクセスすることができます。

l. **IBM MaaS360 Enterprise Server Management for BlackBerry (SaaS)**

BlackBerry API を利用して BlackBerry Enterprise Server (BES) に接続されたモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、メッセージ送信、パスコードのリセット、BES ポリシーの割り当ておよびワイプ、ならびにデバイス属性に関する詳細レポート機能などのリモート・アクションが含まれます。MaaS360 Cloud Extender をインストールする必要があります。BES 5.0 により MaaS360 で表示または管理されるデバイスでのみ利用可能です。

- m. **IBM MaaS360 Mobile Expense Management (SaaS)**
MaaS360 Mobile Expense Management によって、管理者がデータ利用ポリシーを作成し、それらを MaaS360 によって管理されるサポート・デバイスに割り当てることができ、また、これらのポリシーをデバイス、グループまたはグローバル・レベルで割り当て、ネットワークおよびローミング・データ利用の両方についてアラートしきい値およびメッセージ送信の構成を行うことができます。
- n. **IBM MaaS360 Advanced Mobile Management Suite (SaaS)**
MaaS360 Mobile Device Management、MaaS360 Mobile Application Management、MaaS360 Content Cloud および MaaS360 Mobile Expense Management を含むパッケージ製品またはバンドル製品。
- o. **IBM MaaS360 Secure Productivity Suite (SaaS)**
MaaS360 Secure Mail、MaaS360 Mobile Application Management、MaaS360 Mobile Application Security、MaaS360 Content Cloud および MaaS360 Secure Browser を含むパッケージ製品またはバンドル製品。
- p. **IBM MaaS360 Secure Mail (SaaS)**
MaaS360 Secure Mail は、コンテンツを他のアプリケーションに転送または移動する機能を制限することによって電子メールおよび添付ファイルを管理し、データ漏洩を防ぐ機能、認証の実施、切り取り/コピー/貼り付けの制限、電子メール添付ファイルを表示のみにロックする機能により、ユーザーが電子メール、カレンダーおよび連絡先にアクセスし、これらを管理するための個別の安全なオフィス生産性アプリケーションを提供します。
- q. **IBM MaaS360 Mobile Enterprise Gateway Suite (SaaS)**
MaaS360 Mobile Enterprise Gateway Suite により、iOS および Android でサポートされるアプリケーションが安全でシームレスに企業内ネットワークのリソースと通信することができます。
- r. **IBM MaaS360 Secure Document Sharing Suite (SaaS)**
MaaS360 Mobile Content Management、MaaS360 Secure Editor、MaaS360 Secure Document Sync および MaaS360 Content Cloud を含むパッケージ製品またはバンドル製品。
- s. **IBM MaaS360 Mobile Threat Management (SaaS)**
MaaS360 Mobile Threat Management は、モバイル・マルウェア検出および最新の改造/ルート検出により強化されたモバイル・セキュリティーを提供します。MaaS360 Mobile Threat Management により、お客様は検出されたマルウェアおよびその他のセキュリティー脆弱性について遵守ポリシーを設定および管理することができます。
- t. **IBM MaaS360 Content Service (SaaS)**
MaaS360 Content Service (SaaS) により、ユーザーは MaaS360 の「コンテンツ配信」システムにアプリケーション・パッケージおよび文書をアップロードすることができます。
MaaS360 Content Service を利用するお客様は、MaaS360 Content Service Storage (SaaS) および MaaS360 Content Service Bandwidth (SaaS) の両方について使用許諾を少なくとも 1 つ購入する必要があります。
- u. **IBM MaaS360 Content Service Storage (SaaS)**
MaaS360 Content Service Storage (SaaS) により、ユーザーは MaaS360 Content Service (SaaS) 用に利用可能な総データ・ストレージ量を購入することができます。
- v. **IBM MaaS360 Content Service Bandwidth (SaaS)**
MaaS360 Content Service Bandwidth (SaaS) により、ユーザーは MaaS360 Content Service (SaaS) 用に利用可能な帯域幅の総量を購入することができます。

別紙 B

IBM は、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性サービス・レベル・アグリーメント (以下、「SLA」といいます。) を提供し、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」で指定される場合に適用されます。

開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。お客様は、SLA が、お客様に対する保証とならないことを了承します。

1. 定義

- a. 「権限を有する担当者」とは、お客様が IBM に対して指定している、本 SLA に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。
- b. 「可用性クレジット」とは、IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「IBM SaaS」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- c. 「請求」とは、本 SLA に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。
- d. 「契約月」とは、その月の初日の午前 12 時 (グリニッジ標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (グリニッジ標準時) までを基準とする「IBM SaaS」期間における各 1 か月をいいます。
- e. 「お客様」とは、IBM に対して「IBM SaaS」を直接申し込み、IBM との「IBM SaaS」に関する契約に基づく重大な義務 (支払義務を含みます。) に違反していない法人または団体をいいます。
- f. 「ダウン時間」とは、以下の表に示した対応する「サービス・レベル」に適用可能な「アプリケーション・ダウン時間」または「インバウンド・データ処理ダウン時間」をいいます。「ダウン時間」には、「IBM SaaS」が以下のいずれかの結果として利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 計画されたシステムのダウン時間。
 - 不可抗力。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器、またはデータの不具合。
 - お客様または第三者 (お客様のパスワードまたは機器を使用して「IBM SaaS」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。) の作為または不作為。
 - 「IBM SaaS」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
 - IBM が「お客様」または「お客様」に代わる第三者が提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- g. 「事象」とは、「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。
- h. 「不可抗力」とは、天災、テロリズム、労働争議、火災、洪水、地震、暴動、戦争、政府による法令、命令もしくは制限、ウィルス、サービス妨害攻撃およびその他の悪意の行為、ユーティリティおよびネットワーク接続の不具合、または IBM が合理的に制御できない「IBM SaaS」が利用できなくなるその他の原因をいいます。
- i. 「計画されたシステムのダウン時間」とは、保守のための定期的な「IBM SaaS」の停止をいいます。
- j. 「サービス・レベル」とは、IBM が本 SLA において提供する「サービス」のレベルを評価するための、以下に規定する基準をいいます。

2. 可用性クレジット

- a. お客様が、「請求」するには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「IBM SaaS」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報を提出し、「事象」の分析および解明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様の「IBM SaaS」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に記録しなければなりません。

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、利用することができます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版の「サービス」。
- 非実稼働環境 (テスト、災害復旧、品質保証、または開発用環境などを含みますが、これらに限られません)。
- 「IBM SaaS」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。
- イネーブリング・ソフトウェア